

通達甲（総. 装. 運）第3号

平成11年3月31日

存続期間

各所属長 殿

総務部長

○ 警視庁機動装備隊運用要綱の制定について

〔沿革〕 平成14年4月 通達甲（副監. 総. 装. 車）第12号

16年6月 同（副監. 総. 装. 通企）第7号、8月 同（副監. 総. 装. 被）第15号

29年1月 同（副監. 警. 人1. 企）第2号改正

このたび、別添のとおり、警視庁機動装備隊運用要綱を制定し、平成11年4月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

第1 制定の趣旨

警察装備品（以下「装備品」という。）は、各所属に配分され、その所属で管理、活用されているところであるが、重大な事件、事故、災害等に際しては、各所属で保有する装備品を総合的かつ効率的に活用する必要があり、また、装備品の性能のハイテク化等に伴い、高度な知識技能を要する装備品も増加しており、技術的支援の必要があるところから新たに装備課内に「警視庁機動装備隊」を置き、現場活動を支援するものである。

第2 制定の要点

- 1 警視庁機動装備隊の任務及び出動対象事案を定めた。
- 2 出動要請は、出動対象事案の発生地を管轄する警察署の長又は当該事案を主管する所属の長（以下「管轄警察署長等」と総称する。）が行うこととした。
- 3 警視庁機動装備隊が現場に出動したときは、管轄警察署長等の指揮を受けることとした。

別添

警視庁機動装備隊運用要綱

第1 目的

この要綱は、警視庁機動装備隊（以下「機動装備隊」という。）の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 準拠

機動装備隊の運用に当たっては、警視庁警察装備品管理規程（昭和 52 年 2 月 10 日訓令甲第 3 号）、警視庁自動車管理規程（平成 14 年 4 月 15 日訓令甲第 22 号）、警視庁警察官支給品及び貸与品規程（平成 16 年 8 月 18 日訓令甲第 25 号）等によるほか、この要綱の定めるところによる。

第 3 任務

第 5 に規定する出動対象事案の発生に際し、現場において、現場活動に必要な警察装備品（以下「装備品」という。）の運用調整及び調達を行い、並びに各種資器材の活用に関する技術指導等を行うことにより、現場活動を支援することを任務とする。

第 4 編成

- 1 機動装備隊は、装備課内に置き、装備課員で編成するものとする。
- 2 機動装備隊長には、警視庁装備開発運用センター所長をもって充てる。
- 3 装備課長は、別表の「機動装備隊編成基準」に基づき、あらかじめ機動装備隊を編成しておくものとする。

第 5 出動対象事案

機動装備隊は、次に掲げる事案で、装備に関する支援を必要とする事案に出動するものとする。ただし、装備に関する幕僚が含まれる各種本部が設置された場合を除く。

- 1 人質立てこもり等の重大事件
- 2 列車事故等の重大事故
- 3 ガス爆発等の重大災害
- 4 その他装備面での支援活動が必要な重大事案

第 6 出動等の要請

前第 5 に規定する出動対象事案の発生地を管轄する警察署の長又は当該事案を主管する所属の長（以下「管轄警察署長等」と総称する。）は、必要があると認めるときは、機動装備隊の出動又は現場活動に必要な装備品の運用調整を総務部長（警視庁装備開発運用センター運用係経由）に要請するものとする。

第 7 出動下命

総務部長は、出動対象事案の発生を認知し、又は前第 6 の出動要請を受理した場合において、機動装備隊を出動させる必要があると認めたときは、装備課長をしてこれを出動させるものとする。

第 8 現場指揮

機動装備隊は、現場に出動したときは、管轄警察署長等の指揮を受けるものとする。

第 9 関係所属等との連携

- 1 管轄警察署長等は、運用調整を要請した装備品について、当該装備品の操作要員の派遣を必要とするときは、機動装備隊長との緊密な連携の下、要請するものとする。

- 2 機動装備隊長は、鑑識課員、東京都警察情報通信部員等との連携を密にして活動を行うものとする。

第 10 服装等

- 1 出動時の服装は、原則として警察官は制服とし、警察行政職員は私服とする。ただし、装備課長は、出動対象事案等により、任務に応じた服装をさせることができる。
- 2 出動に当たっては、別記様式の腕章を着装するものとする。

第 11 活動上の留意事項

- 1 機動装備隊長は、発生した事案の状況を勘案し、必要な装備品を迅速に把握し、活動に応じた具体的な指揮を行うものとする。
- 2 機動装備隊員は、機動装備隊が保有する装備品の有効活用に努めるほか、現場において資器材の操作、活用法等の技術指導を積極的に行うものとする。
- 3 機動装備隊員は、現場活動を通じて、装備品に対する要望を把握し、装備品の開発及び改良に反映させるように努めるものとする。

第 12 報告

機動装備隊長は、出動し、現場活動を行ったときは、その活動状況について、総務部長に報告するものとする。

第 13 教養訓練

装備課長は、機動装備隊員の知識技能の向上を図るため、必要な教養訓練を実施するものとする。

別表

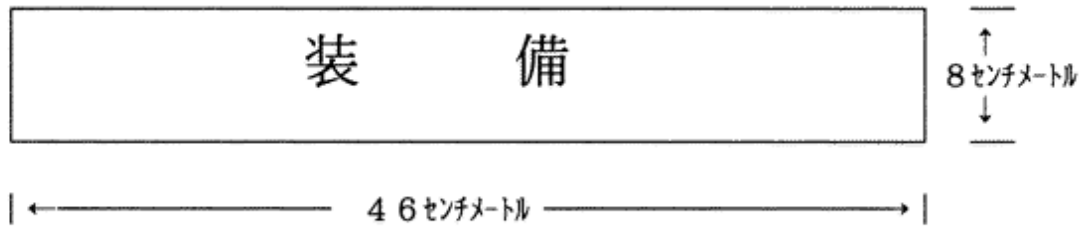
機動装備隊編成基準

隊長	第一班 (総務班) 班長 警部 1 名 班員 4 名	5 名	16 名
	第二班 (装備班) 班長 警部 1 名 班員 4 名	5 名	
	第三班 (車両班) 班長 警部 1 名 班員 4 名	5 名	

機動装備隊腕章 (別記様式)

別記様式

機動装備隊腕章



備考 水色布地に白色文字を配すること。